

よりよい学生生活のために

奨 学 金

※問合せ先 学生部

1 国の修学支援制度（授業料等減免＋給付奨学金）

令和2年4月からスタートした「授業料・入学金の免除・減額（授業料等減免）と給付型奨学金（返還不要）」の制度または「貸与奨学金（返還が必要）」の制度を受けることにより安心して学ぶことができる。

（1）支援対象者の要件（個人要件）

- ① 住民税非課税世帯または住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生



修学資金シミュレーション

- ② 学ぶ意欲がある学生であること。ただし、以下の学修状況となった場合は支援を打ち切る場合がある。

	学業成績の基準
廃止 (支援打ち切り)	次の1～4のいずれかに該当するとき 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと 2. 修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること 3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること 4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること ※上記のうち、学業成績等が著しく不良である場合は、学年の始期に遡って取り消す
警告	次の1～3のいずれかに該当するとき（上の「廃止」の区分に該当するものを除く） 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること 2. GPA等が学部（学科）等における下位4分の1の範囲に属すること 3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること

- ③ 予期できない事由（例えば、生計維持者（父母等）の死亡、事故・病気等）により家計が急変したとき。

（2）支援内容

授業料・入学金の免除／減額 + 給付型奨学金（生活費）の支給 ※返還不要

① 授業料・入学金の免除／減額

区 分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
※算定基準額	100円未満	100円以上～25,600円未満	25,600円以上～51,300円未満
入 学 金	200,000円	133,400円	66,700円
授業料（年額）	620,000円	413,400円	206,700円

※算定基準額

【算式】市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）

② 給付型奨学金（生活費） ※日本学生支援機構

区 分	第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
自 宅 通 学	38,300円 (42,500円)	25,600円 (28,400円)	12,800円 (14,200円)
自 宅 外 通 学	75,800円	50,600円	25,300円

※自宅通学下段の（ ）は、生活保護世帯、児童養護施設から通学する学生。

(3) 申し込み手続き（予約進学者及び新規申し込みを希望する者）

説明会の開催 …… 4月中旬

※学生部から、Universal Passport及びGmailで連絡。

◆保育科3年制コースの高等教育の修学支援金制度

短期大学は修業年限が2年間であるため、支援の対象となるのは2年次までとなる。

2 貸与奨学金（返還が必要） ※日本学生支援機構

(1) 貸与奨学金を受ける者の資格

経済的理由により修学が困難であると認められる学生。ただし、次のいずれかに該当する者は、申し込む資格がない。

- ① 成績不振又は長期欠席等（停学等の学校処分を含む）による留年により、前年度と同一学年を重複している者。ただし、成績に問題なく、前年度に休学・留学等をした結果、当年度も同一学年を引き続き再履修している者は、申し込む資格がある。
- ② 奨学金を受けていた最高学年の途中で学業不振による卒業延期となった者。

(2) 種類と金額

種 類	金 額（月額）
第一種奨学金 （無利子）	自宅通学 20,000円、30,000円、40,000円、53,000円
	自宅外通学 20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、60,000円
第二種奨学金 （有利子）	20,000円から10,000円単位で金額を選択できるが、最高120,000円までとなる。
入学時特別増額 貸与奨学金 （有利子・一時金）	100,000円から100,000円単位で金額を選択できるが、最高500,000円までとなる。

※入学時特別増額貸与奨学金は、入学時の諸費用の負担を補うことを目的とするものであるため、申し込みは入学時の1回のみとなる。また、この制度については、第一種または第二種の併用となる。

(3) 募集期間 ※学生部から、Universal Passport及びGmailで連絡。

- ① 第一種奨学金・第二種奨学金 …… 年1回 4月

※入学時特別増額貸与奨学金については、条件を満たせば申し込み可能。

- ② 緊急採用（無利子）、応急採用（有利子） …… 随時受付

※「緊急採用」「応急採用」とは、生計維持者の失職、破産、事故、病気、死亡、災害等で家計が急変した場合に申し込みができる奨学金のことをいう。

(4) 申し込み手続き（予約進学者及び新規申し込みを希望する者）

説明会の開催 …… 4月中旬 ※学生部から、Universal Passport及びGmailで連絡。

【注 意】

国の修学支援制度（授業料等減免＋給付奨学金）及び貸与奨学金に関する手続きや書類の提出等について、期限までにできなかった場合は、「奨学金の打ち切り」となるので、必ず期限は厳守すること。

3 宮崎県育英資金貸付事業（返還が必要）

将来有能な人材を育成するため、向学心に富み、優れた素質を有しながら、経済的理由により修学が困難な学生に奨学金を貸与する制度。

(1) 申請の資格

- ① 申請者の主たる生計維持者が、宮崎県内に在住していること。
- ② 学修成績の基準、かつ家計の基準を満たし、学長が推薦することができること。

※日本学生支援機構の貸与奨学金等、他の奨学金との重複採用はできない。

(2) 貸与月額

育英資金の種類、学校種別、通学の方法に応じて、金額の選択ができます。

自宅通学	52,000円	39,000円	26,000円
自宅外通学	59,000円	45,000円	30,000円

(3) 貸与期間

修業年限の範囲内

(4) 申請手続き

宮崎県育英資金貸与事業のホームページから、申請関係書類をダウンロードし、本学が指定する期日までに提出すること。

4 壽崎育英財団

向学心に富み有能な素質を有する学生で、経済的理由により修学困難な者に対し、学資を支給して教育の機会均等を図り将来社会に貢献し得る人物を育成することを目的として、公益財団法人壽崎育英財団定款および奨学金支給規程を制定された。

(1) 申請の資格

- ① 申請者と生計を共にしている家庭で主たる生計を維持している者が九州地方に居住していること。
- ② 県内に所在する、大学（大学院）・短期大学（学校教育法による）に在学し、人物学業ともによぐれ、かつ健康であり奨学資金の支給が必要であると認められること。

(2) 支給及び期間

- ① 支給額 月額 10,000円
- ② 支給期間 1年間

(3) 申請手続き

壽崎育英財団のホームページから、申請関係書類（願書等）をダウンロードし、本学が指定する期日までに提出すること。

5 公益財団法人 交通遺児育英会

交通遺児育英会は、保護者が道路上の交通事故が原因で亡くなる又は、重度の後遺障害となるなど、経済的に修学が困難になった学生に奨学金を無利子で貸与（一部給付）し、社会有用の人材を育成することを目的としている。

(1) 申請資格

- ① 保護者が道路上の交通事故で死亡した家庭の学生。
- ② 保護者が道路上の交通事故で重度の後遺障害者となった家庭の学生。

(2) 奨学金の種類

- ① 貸与型 40,000円（うち、20,000円給付）、50,000円（うち、20,000円給付）
60,000円（うち、20,000円給付）
- ② 入学一時金制度 400,000円、600,000円、800,000円
- ③ 奨学金利用者には、奨学金制度以外にも修学支援金や各種施策あり。

(3) 申請手続き

公益財団法人交通遺児育英会のホームページから、申請関係書類（願書等）をダウンロードし、本学が指定する期日までに提出すること。

6 あしなが育英会

病気や災害、自死（自殺）等で親を亡くした子ども達や親が重度後遺障害で働けない家庭の子ども達を物心両面で支える。

(1) 申請資格

保護者等が病気や災害（道路上の交通事故を除く）又は、自死（自殺）等で死亡、あるいは親が重度の後遺障害を負っている家庭。

(2) 貸与月額

40,000円又は50,000円 ※20年以内に無利子で返済。

(3) 貸与期間

修業最短期間

7 保育士修学資金貸付制度

指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付け、これらの修学を容易にすることにより、質の高い保育士を養成し確保するための制度。

(1) 申請資格

- ① 卒業後、貸与を受ける県内において児童の保護等に従事する意思がある者。
- ② 成績優秀であり、かつ家庭の経済状況等から真に修学資金の貸し付けが必要と認められる者。

(2) 貸付額

- ① 修学資金（月額） 50,000円以内
- ② 入学準備金（貸付の初回加算） 200,000円以内
- ③ 就職準備金（卒業時の加算） 200,000円以内

※高等教育の修学支援新制度（授業料等免除及び給付型奨学金制度）の採用者は、個々の所得要件により①修学資金及び②入学準備金が、申請額から減額される場合がある。

※保育科3年制コースについては、最高月額の総額（2年間分）1,200,000円を3年間で受給することができる。

(3) 申請方法

各都道府県の保育士修学資金貸付制度のホームページから、申請書類等をダウンロードし、本学が指定する期日までに提出すること。

8 その他

(1) 母子父子寡婦福祉資金の貸与（母子家庭、父子家庭のためのもの）

※詳しいことは福祉こどもセンターに尋ねてください。

(2) 生活福祉資金の貸与（修学が困難と思われる経済状態にある家庭のためのもの）

※詳しいことは宮崎県社会福祉協議会に尋ねてください。

(3) 各県及び市町村の奨学金

※詳しいことは各県市町村の福祉担当部署に尋ねてください。

学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

1 保険金が支払われる事故の範囲

- (1) 被保険者が被保険者の在籍にする大学の教育研究活動中に被った事故による身体の傷害。
- (2) 被保険者の住居と学校施設等との間の往復または、学校施設等相互間の移動中に発生した身体の傷害。

2 対象となる事項、時間、場所

- (1) 講義、実験、実習、演習及び実技による授業中。
- (2) 指導教員の指示に基づき、授業の準備や後始末を行っている間。教室、図書館、語学学習施設等において研究活動を行っている間。
- (3) 入学式、オリエンテーション、卒業式などの各種学校行事および課外活動に参加している間。
- (4) 大学が教育活動のため、使用している学校施設内にいる間、ただし寄宿舎にいる間、大学が禁じている時間、場所、または禁止している行為を行っている間は除く。
- (5) 大学の施設以外で、大学に届け出た課外活動を行っている間。
- (6) 通学途中。
- (7) 学校施設等相互間の移動中。
- (8) 有毒ガス吸入による中毒症状、日射による障害も含まれる。

3 支払いの保険金の種類と金額

- (1) 死亡保険金
 - ア 正課及び学校行事の場合 2,000万円
 - イ 課外活動中・通学中 1,000万円
- (2) 後遺障害保険
その程度に応じて …60万円～3,000万円
(例) 両眼が失明したとき
……………1,500万円～3,000万円
- (3) 医療保険金（医師の治療を受けたとき）
治療日数等により金額が異なる。
(事例、データ省略)

4 保険金が支払われないケース

- (1) 本人（または保険金を受け取るべき者）の故意または重大な過失
- (2) 本人の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- (3) 本人の疾病、妊娠、出産、外科手術
- (4) 天災
- (5) 特殊な運動……山岳登山、グライダー操縦など
- (6) 自動車、モーターボート等による競技参加、試運転など

5 保険の有効期間と保険料

入学年次の4月1日から卒業年次の3月31日まで。

保 険 料	1 年 間	1,000円
	2 年 間	1,750円
	3 年 間	2,600円

6 事故がおきたときの手続き

対象となる事故が生じた場合は、ただちに事故の日時、場所、状況、傷害の程度等を、学生部に報告すること。

- (1) 事故の日から30日以内に保険サービスセンターまたは当該支店に通知しなければ保険金が支払われない場合があるので、手続きは早目に行うこと。
- (2) 保険金の請求手続きは学生自身がスマホアプリにて行います。学生部に用意してある所定紙でも可。

くわしくは「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照のこと。

1. 課外活動を行う場合は必ず届け出ること。
2. 学外活動を行う場合は必ず届け出ること。

※ 1、2とも事前に届け出があると、事故にあった時、この保険の対象となります。

学研災付帯賠償責任保険 学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

1 保険の内容

国内において、学生が、正課、学校行事およびその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

2 対象となる活動範囲 （国内の活動で、学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」の適用になる） 場合のみが本賠償責任保険の対象になります。）

正課、学校行事、課外活動として認められたインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復途中。

- ★インターンシップとは…… 学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等での就業体験を行うことです。
- ★介護体験活動とは…… 小学校および中学校の教諭の普通免許取得希望者が介護等体験活動を行うことです。
- ★教育実習とは…… 「教育実習」に該当する科目のもとに、受入先の幼稚園・小中学校・高校で、学生の教員免許取得に必要な活動を行うことです。
- ★保育実習とは…… 児童福祉法および同施行規則に規定された保育士の養成施設で履修が必要な科目について定めた厚労省の通知における「保育実習（必修および選択必修）」に該当する科目のもとに、受入先の保育所等の実習施設で学生の保育士資格取得に必要な活動を行うことです。
- ★ボランティア活動とは…… 各人の自由な意志によって、個人がもっている能力、労力あるいは財産をもって、社会に貢献する活動を行うことです。（但し、本賠償責任保険では、学校管理下の正課、学校行事、課外活動に限ります。）。

保 険 料	1年間	340円
	2年間	680円
	3年間	1,020円

対人・対物賠償	1事故1億円限度
---------	----------

※くわしくは、「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照のこと。

カウンセラー室の利用

心の状態（悩み・不安・困りごとなど）に関する相談は公認心理師・臨床心理士が受け付けます。円滑な学生生活を営んでもらうためのものです。気軽に利用してください。

〈こんなときにはどうぞ〉

- 対人関係（友人・異性・家族・バイト など）の悩み
- 自分自身の内面（不安・緊張が強い など）の悩み
- 身体の不調が続く（だるい・やる気が出ない・眠れないなど）悩み
- 情緒面（イライラする・急に悲しくなる・ゆううつになる など）の悩み
- 進路についての相談
- その他

〈カウンセリング予約方法〉

- ① カウンセリング予約専用メールアドレスmgjc-counselor@mgjc.ac.jp宛てに、下記の内容を記載して送信してください。

〈件名〉 カウンセリング希望 〈本文〉 希望の日時・学科・学年・氏名

※メール予約受付及びカウンセリング可能な時間（平日8：30～17：15）

- ② 保健管理センターに直接来室するか、保健管理センターのメールアドレスhealthcare@mgjc.ac.jpに下記の内容を記載して送信し、予約してください。

〈件名〉 カウンセリング希望 〈本文〉 希望の日時・学科・学年・氏名

保健管理センターでの直接予約・メール予約受付可能時間（平日8：30～17：15）

保健管理センターの利用

- 保健管理センター利用時間：平日8時30分～17時15分

電話：0985-85-0146（代表）

保健管理センターは学生・教職員の健康の維持増進を図るため、主に下記のような業務を行っています。

（1）応急処置

学校でのケガ・虫刺され・軽度熱中症・打撲・生理痛など応急処置・初期対応は、保健管理センターで行います。アレルギー等の観点より投薬はいたしません。生理痛や偏頭痛に対する鎮痛剤等は各自準備しておいてください。医師による治療の必要性を認めた場合は医療機関受診を勧めます。緊急時は救急車の要請や医療機関の手配を行います。

病院受診には保険証が必要です。遠方から通学している学生や、ひとり暮らしの学生は保険証の管理もできるようにしておいてください。

（2）健康相談

身体的なことは看護師が対応します。身体の調子が悪い、病院を受診した方がよいか迷っている、何科にいけばよいかわからない、月経についてなど、身体の気になることを何でも相談してください。

（3）定期健康診断の企画・実施

毎年春季に定期健康診断（胸部エックス線撮影・計測・内科健診）を実施します。健診結果は個人に通知し、異常があった場合は専門医を受診していただきます。学内で健診をうけなかった場合は、個人で医療機関を有料受診し健康診断を受けることになります。

（4）健康診断証明書の発行

就職試験、保育所・幼稚園・福祉施設等の実習に必要な健康診断証明書を発行します。定期健

康診断を受けていない場合、健康診断証明書は発行できません。

(5) 実習前検査

保育所・幼稚園・福祉施設等の実習前には、その都度事前検査が必要です。検査は学校で一斉に行います。検査を受けないと実習には行けません。

腸内細菌検査

実習場では定期的に検査が行われており、細心の注意がなされています。食中毒の発生を予防するためです。学生も自分が保菌者ではないことを証明することが必要です。万が一保菌が判明した場合は抗生剤の内服治療を受け、再検査することになります。

(6) 保健管理センターが利用できないとき

時間外・土日祝日は近隣の病院、夜間急病センター、休日在宅医を利用することになります。保健管理センターは宮崎国際大学と共用のセンターです。こちらも併せてご確認ください。

<https://www.miu.ac.jp/campuslife/healthcenter/>

学友会の組織

学友会とは、学生全員を会員として構成されている学生の自治組織です。その目的は、「会員相互の親和協同により教養の向上及び健康の増進を図り、学生生活の充実に資すること」にあります。この目的を達成するための具体的な活動には教職員・学生連絡協議会があり、学友会と大学当局（学生部）とが話し合う場であり、学期ごとに開かれることになっています。また、会員たる学生の総意を集約して関係機関に働きかけていく活動、各委員会で学生自らの発案でさまざまな行事を企画・実行していく活動、それぞれの人間形成に資するものとしてサークル・同好会活動があります。学友会には以下の組織があり、これらすべての活動を統轄するのが学友会執行部であるといえます。

1 学友会執行部

毎年12月に行われる役員選挙に当選した7名並びに前年度から引き続いて務める5名及び当年度に推薦される4名程度の役員が執行部となり、学友会全体を運営していきます。学友会の運営費用は学生一人一人が納める会費（年会費7,000円）で成り立っています。

2 代議員会

代議員は各学科から2名（保育科は各学級から2名）選出し、執行部あるいは各学級などからの提案を審議・決定します。正副議長（3名）は代議員の互選で選ばれ、総会の議長団も兼ねます。

総会は全学生参加で毎年一回開かれ、予算、決算の承認や会則の改正など学友会の重要事項が提案、審議決定されます。

3 各委員会

執行部の方針に基づき、それぞれの事業の企画、運営にあたります。

4 会計監査委員会

代議員の互選によって2名選び、年1回（3月末）学友会会計の監査をします。

5 選挙管理委員会

代議員の互選によって委員を5名選び、役員選挙の実施にあたります。

6 サークル部長会

各サークル・同好会の正・副部長によって構成され、幹事長1名、副幹事長2名を選び、サークル・同好会活動の諸問題を協議します。